



保険・年金

国民年金 老後に備えて

問 健康推進課 国保年金係 ☎65-3008(内線145)

加入について

加入しなければならない方は、次の3種類に分かれます。

- ◆第1号被保険者
日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方で、学生及び農業、自営業や自由業の方とその家族
- ◆第2号被保険者
サラリーマンや公務員などで、厚生年金や共済組合などの被用者年金に加入している方
- ◆第3号被保険者
厚生年金保険や共済組合などの加入者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

任意加入

- 60歳以上65歳未満で老齢基礎年金の受給資格を満たすことができない方や受給金額を希望する方
- 65歳から70歳未満の昭和40年4月1日以前に生まれた方で、年金受給資格を満たしていない方や日本国内にお住まいまたは日本人で海外にお住まいの方
- 日本国籍があり、外国に居住している20歳以上65歳未満の方
- 60歳未満で、厚生年金や共済組合から老齢年金等を受けている方
- 老齢基礎年金の繰上げ受給をしていない方

保険料

- ◆定額保険料 月額16,590円(令和4年)
※年金改正により、あらかじめ保険料の上限を定め、保険料総額の範囲内で給付を調整する保険料水準固定方式になり、平成17年度から毎年段階的に引き上げられます。なお、納めた保険料は、年末調整、確定申告の際「社会保険料控除」の対象になります。
- ◆付加保険料 月額400円
- ◆前納割引制度
申込み月からその年の3月末までの保険料をまとめて納めると割引が受けられます。
- ◆保険料の納め方
日本年金機構から送付される納付書で、金融機関やコンビニエンスストアで納付できます。便利な口座振替制度もありますので、ぜひご利用ください。口座振替により当月分保険料を当月納付する場合、一月あたり50円の割引となります。口座振替により1年分・6ヶ月分を前納した場合は、納付書で納める場合よりも割引額が多くなります。
また、クレジットカードによる支払いも可能です。

国民健康保険 万一のときに

問 健康推進課 国保年金係 ☎65-3008(内線146)

国保に加入する方

- 次のどちらにも該当しない方は、国保に加入しなければなりません。
- 職場の健康保険に加入している方とその被扶養者
 - 生活保護を受けている方

国保で受けられる給付のいろいろ

▶療養の給付
病気やけがで医療機関にかかったとき、医療費の3割(未就学児の被保険者は2割、70歳以上の被保険者は2割または3割)の自己負担で治療を受けられます。残りの7割または8割は、国保で負担します。

▶療養費の支給
次の場合、かかった費用を申請すると戻しを受けることができます。なお、国保の負担割合は、療養の給付と同じです。

- やむを得ない理由で保険証を使わずに治療を受けたとき
- コルセットなどの補装具代など

▶出産育児一時金(医療機関で手続きしてください)
国保の被保険者が出産されたとき出産費用を直接医療機関などに支払います。医療機関に国保の保険証を提示して手続きが必要で、出産育児一時金の上限は42万円。出産費用が上限を超えた場合は自己負担になり、下回った場合は国保への申請・手続きにより差額が支給されます。

▶葬祭費
国保の被保険者が亡くなられたとき、葬祭をおこなった方に葬祭費として3万円を支払います。

▶高額療養費
1ヶ月に支払った医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を越えた分が申請により払い戻しされます。

- 外来、入院とも「限度額適用認定証」または「限度額適用標準負担額減額認定証」を提示すれば、同一医療機関での支払いは限度額までとなります。(70歳以上の方で所得により認定証が不要な場合もあります。)
- 限度額は所得(世帯)によって異なります。
- 一つの世帯内で同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合は、合算して限度額を越えた分が払い戻しされます。(70歳未満の方)

入院中の食事代

- 入院中の食事代は、一部自己負担となります。
- ◆食事療養費(1食につき)
 - 一般 460円
 - 住民税非課税世帯(低所得者Ⅱ)
 - 90日までの入院 210円
 - 過去12ヶ月で90日を超える入院 160円
 - 低所得者Ⅰ 100円
- ※住民税非課税世帯の方は、標準負担額減額認定証が必要となりますので、申請書を提出してください。

老人医療制度

67歳から70歳までの方で、非課税世帯であるなどの一定の条件にあてはまる場合は、医療費の自己負担割合が3割から2割に減額される制度です。詳しい条件については、健康推進課 国保年金係までお問い合わせください。

特定健康診査

平成20年4月から施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国民健康保険加入者に対して、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者および予備群を減少することを目的に、特定健康診査・特定保健指導を実施します。

- ◆実施方法
特定健康診査は、有田郡市内にある各契約医療機関または町が実施する集団健診で受診できます。ただし、湯浅町国民健康保険が実施するドックを受診された方は、同じ年度内に特定健康診査を受診することはできません。
- ◆対象者
湯浅町国民健康保険被保険者で、40歳から74歳までの方
- ◆受診方法
特定健診受診券と保険証を健診実施時に提出すると無料で受診できます。
- ◆実施期間
4月から3月まで
- ◆実施場所
有田郡市内の各契約医療機関又は町実施の集団健診

若年者(20歳~39歳)の健診

- 生活習慣病の1次予防の取り組みとして特定健康診査及び町実施の集団健診時のガン検診を実施します。(平成25年9月より)
- ◆実施方法
特定健康診査は町が実施する集団健診で受診できます。30歳以上の方で湯浅町国民健康保険が実施するドックを受診された方は、同じ年度内に特定健康診査、ガン検診を受診することはできません。
 - ◆対象者
湯浅町国民健康保険被保険者で20歳から39歳までの方
 - ◆受診方法
ガン検診…町実施の集団健診時のみ
 - ◆実施期間
4月から3月まで

国保人間ドック・脳ドック

- ◆対象者
次のすべてに該当する方
 - 30歳以上の国保加入者・後期加入者
 - 国保税・後期保険料完納の方
- ◆受付
4月~3月
- ◆実施期間
4月~3月
- ◆実施機関
湯浅町が契約している各医療機関
- ◆費用
各医療検査機関により異なります。健康推進課 国保年金係へお問い合わせください。

国民健康保険税

国民健康保険は、「[もしも…]」のときに備えてみんなが医療費を負担して助け合う制度です。世帯主が納税義務者となり、保険税を負担することになります。

- ◆国保税の計算方法
国民健康保険の課税額=国民健康保険に要する費用にあてる課税額(医療分)+後期高齢者への支援にあてる課税額(支援分)+介護納付金課税額(介護分)
詳しくは43ページ参照

後期高齢者医療制度

問 健康推進課 国保年金係 ☎65-3008(内線145)

この制度は、下記対象者の方が加入する高齢者の医療制度で、和歌山県後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営します。

- ◆対象者
 - 75歳以上の方
 - 65歳以上で一定の障がいがあると認定された方

お医者さんにかかる時は

- 保険証を医療機関の窓口へ提出してください。次の額が自己負担となります。
- ◆外来のとき
外来費用の1割(または3割)
 - ◆入院のとき
入院費用の1割(または3割)
※令和4年10月から1割・2割・3割になります。
※ただし、自己負担限度額があります。
 - ◆自己負担限度額
同じ月内に支払った自己負担額が、自己負担限度額を超える場合には、高額療養費として広域連合から支給されます。該当すると思われる方には封書で案内しますので申請してください。
なお、この申請は1度だけで、2回目以降の申請は不要です。ただし、振込先口座に変更が生じた場合には再度の申請が必要です。